

被保護者健康管理支援事業の取組事例⑥ 福岡県糸島市

人口：約10.4万人
被保護者数：755人（588世帯）
市内福祉事務所：1か所

※いずれも令和6年度時点

保健部局と福祉部局が綿密に連携（日常的な相談のほか、両課による被保護者健康管理支援事業の方向性も検討）し、被保護者に対する健診受診勧奨・保健指導を実施。保健部局は医療の専門性・市の健康づくりの体制、福祉部局はケースワーカーによる被保護者の個別性への理解といった、各部局の専門性を活かした健康支援を行っている。

実施体制

■ 所管と実施体制

- 被保護者数：約750人
- 福祉保護課内に生活保護係・生活支援係に分かれている。医療・介護は生活支援係が担当
- 人員：ケースワーカー8名（法定数程度）、査察指導員1名。加えて、医療担当の事務員が2名
- 嘱託医：1名（心療内科）。要否意見書を週1回確認
- 福祉保護課全体で、医療専門職の在籍は無し

他部局・他分野連携

■ 保健部局（健康づくり課）

- 福祉保護課に隣接しており関係は良好。日常的に連携。
- 保健師16人（育児休業職員・会計年度任用職員含む）、栄養士5人（会計年度任用職員）が在籍。
- 健診受診勧奨、相談・同行訪問で連携。福祉側に医療専門職がない中でも、医学的見地を踏まえた支援を被保護者に実施。
- 健康づくり課の依頼事項に関する5W1Hは、福祉側で明確にして依頼。
- 健管事業の検討面でも連携。令和6年度に両課で会議を行い、リソースが限られる中で何を優先的に実施するか検討し、まずは被保護者の健診受診率向上、保健部局と福祉部局の連携強化を図ることとした。

■ 重層的支援体制整備事業

- 主幹課である地域福祉課との連携のもと、個別ケースに生活保護の課題が含まれていた場合は適宜福祉保護課も支援会議に参加。（あるいは、保護課から多機関協働事業等に繋ぐ場合もある）

A：健康状態の把握

■ 健診受診勧奨

- 左記の両課会議にて、健診データが次の支援（保健指導等）の前提という考えを保健部局と共有。
- また、被保護者の健診受診率は1%程度の一方、市の特定健診受診率は40%前後ということ、医療扶助が増えている状況を踏まえて、予防に力を入れるべきとの問題意識があり、被保護者への受診勧奨に取り組んでいる。
- 市内の全体的な周知を健康づくり課が実施。
- 福祉側でも受診勧奨の必要性を認識し、個別の受診勧奨対象者のリストを、日々のケースワークにおける健康状態等の聞き取り結果に応じて、ケースワーカーが作成。
- なお、被保護者の健診は市役所での集合健診のみの実施。医療機関での個別健診を検討する必要があるのではないかという意見がある。

B：状態に応じた個別的支援

■ 保健指導（保健部局実施）におけるケースワーカーの同行

- 健康づくり課にて、健診結果に応じた保健指導を被保護者にも実施
- 保健指導の内容は、特定保健指導と同様
- 指導実施の際は、必ずケースワーカーが同行。保健指導の場面に福祉職が同席することで、被保護者の生活状況の理解を深め、効率的・効果的に生活面を指導・支援